

入札参加者の遵守事項について

1 入札金額見積内訳書の提出について

競争入札に当たっては、入札書とともに入札金額見積内訳書を提出しなければなりません。

2 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、関係法令及び本市の契約関係諸規則等を遵守するとともに、越谷市建設工事請負契約約款（修繕の場合は、修繕請負契約約款）、設計図書及び公告又は指名通知の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければなりません。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (3) 受注者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 22 条に規定する一括下請行為等に抵触する行為を行ってはなりません。

3 越谷市公契約条例の遵守について

- (1) 受注者は、越谷市公契約条例（平成 28 年越谷市条例第 51 号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、労働者の適正な労働条件の確保、適正な施工及び工事目的物の質の向上に努めるとともに、条例第 5 条において、「受注者の責務」とされた事項を遵守しなければなりません。
- (2) 条例第 6 条に基づく労働報酬下限額対象契約の受注者は、さらに労働報酬下限額以上の賃金の支払い義務のほか、条例第 7 条各号で規定された、対象契約受注者に対する義務付け事項を遵守しなければなりません。また、対象契約以外の受注者も、本市発注の工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費積算に用いるための公共工事設計労務単価（2 省協定労務単価）等に基づく埼玉県単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適正な賃金の支払について配慮するよう努めなければなりません。

4 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等の指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければなりません。特に下請代金の支払については、その不履行により下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいては手抜き工事や労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工が確保できない恐れがあることから、その確保と下請負人の利益保護を目的とした建設業法第 24 条の 3 の規定を遵守してください。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めなければなりません。
- (3) 下請契約を締結したときに、工事発注課の要求があった場合は、下請負人通知書（別途指定の様式による。）を工事発注課に提出しなければなりません。
- (4) 建設産業における所定労働時間について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条の規定に基づき、全ての事業場で週 40 時間制となっていることから、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休 2 日制の導入や 1 日の労働時間を縮減する等の方法を通じて、週所定労働時間 40 時間制の確保に努めなければなりません。

5 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければなりません。
- (2) 建設資材の納入に当たっては、できる限り市内の業者を選定するよう努めなければなりません。

6 労働災害の防止等について

- (1) 建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な賃金の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、仕様書等に定めるところにより特段の注意を払わなければなりません。
- (2) 労働者の福祉向上のため、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）への加入及び法定福利費の適正な支払について、必要な措置を行うとともに、下請業者に対しても、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成 24 年 7 月 4 日国土交通省発出）に基づき指導等を行わなければなりません。

7 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たっての工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければなりません。

8 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号）に適合するディーゼル車としなければなりません。

9 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等を使用してはなりません。

10 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けなければなりません。
- (2) 請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別途指定の様式による。）を契約締結後1カ月以内に工事発注課に提出しなければなりません。また、請負金額が500万円未満の工事請負契約を締結した場合も、共済証紙の購入及び貼付の必要があることに十分留意しなければなりません。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、下請業者に対し共済証紙を現物交付し、又は掛金相当額を下請代金中に算入するなどして、本制度の促進に努めなければなりません。
- (4) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を工事発注課に提出した受注者は、請け負った工事が完成したときは、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（別途指定の様式による。）により、工事完成届とあわせて工事発注課に提出しなければなりません。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、建設業退職金共済事業本部都道府県支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければなりません。

11 技術者及び現場代理人の適正な配置について

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。
- (2) 元請業者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければなりません。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければなりません。
- (3) 建設業法第7条第2号又は第15条第2号において規定する営業所における専任の技術者は、原則として、工事現場に配置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者になることはできません。また、原則として、現場に常駐を求めている現場代理人になることもできません。詳細は、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和7年1月28日国不建技第147号）を確認してください。
- (4) 原則として、落札時に提出した配置予定技術者の変更は認めません。
- (5) 原則として、契約締結時に提出した現場代理人の変更は、職務執行について著しく不相当と認められる場合を除き、認めません。ただし、傷病や退職等の特別な事情がある場合は、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和7年1月28日国不建技第147号）を準用し判断しますので、書面により申し出てください。この場合、医師の診断書等の書類の提出を求める場合があります。

12 施工体制台帳の作成等について

- (1) 請け負った建設工事を施工するため下請契約を締結した元請業者は、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。また、作成した施工体制台帳の写しを工事発注課に提出しなければなりません。
- (2) 発注者から施工体制台帳の記載内容についての点検を受けるときは、それを拒んではなりません。

13 工事実績情報システム（CORINS）への登録について

- (1) 請負金額500万円以上の建設工を行う受注者は、越谷市土木・建築工事共通仕様書等に基づき、CORINSに工事実績データの登録を行う必要があります。
- (2) CORINSへの登録を行う場合は、「登録のための確認のお願い」を作成し、工事発注課へ提出し監督職員の確認を受け、「受注

登録」は契約後 10 日以内に、「変更登録」は変更があった日から 10 日以内に、「竣工登録」は完成検査合格後 10 日以内に、訂正時は速やかに（一財）日本建設情報総合センターに登録申請を行ってください。

14 経営事項審査の義務化等について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は、越谷市発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合がありますので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受審し、総合評定値通知書が届いた際は、速やかに契約検査課まで写しを提出してください（郵送可）。